## 奥州都市計画緑地の変更 (奥州市決定)

都市計画公園中1号藤橋緑地を次のように変更する。

種別	名 称		位置	面積	備考
	番号	緑地名	754.	山 傾	州
緑地	1	藤橋緑地	奥州市水沢黒石町字鶴 城、姉体町字大明神下、 姉体町字土手前	約8. 1ha	(緑地の特質)
					一級河川北上川の河川区域 の活用

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

奥州市北上川流域で進められる堤防整備事業の計画との整合を図るため、本案のように変更しようとするものである。

## 奥州都市計画緑地1号藤橋緑地 変更理由書

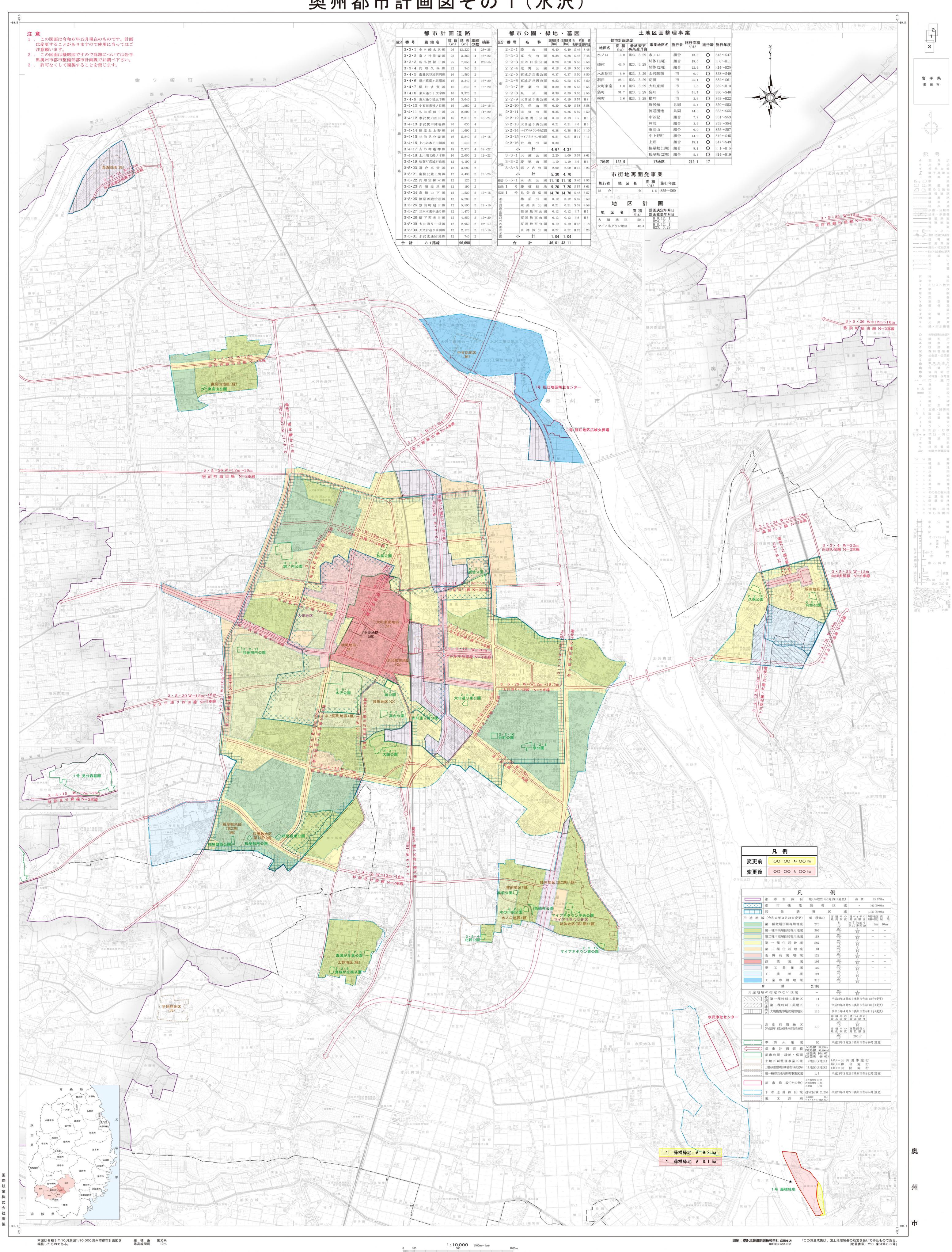
本緑地は、奥州市水沢黒石町字鶴城及び姉体町字大明神下地内の国土交通省所管1級河川 北上川の河川区域に位置し、国道343号と主要地方道一関北上線との交差点、藤橋と近接し た約9.2~クタールの都市計画緑地である。

昭和53年に策定した緑のマスタープランにおいて、市民のレクリエーション機能を有する藤橋河川公園として位置付け、そのうち9.2~クタールを昭和56年5月に都市計画決定し、同年7月から都市公園事業を導入し整備を行い、昭和62年3月に7.2~クタールの供用を開始している。

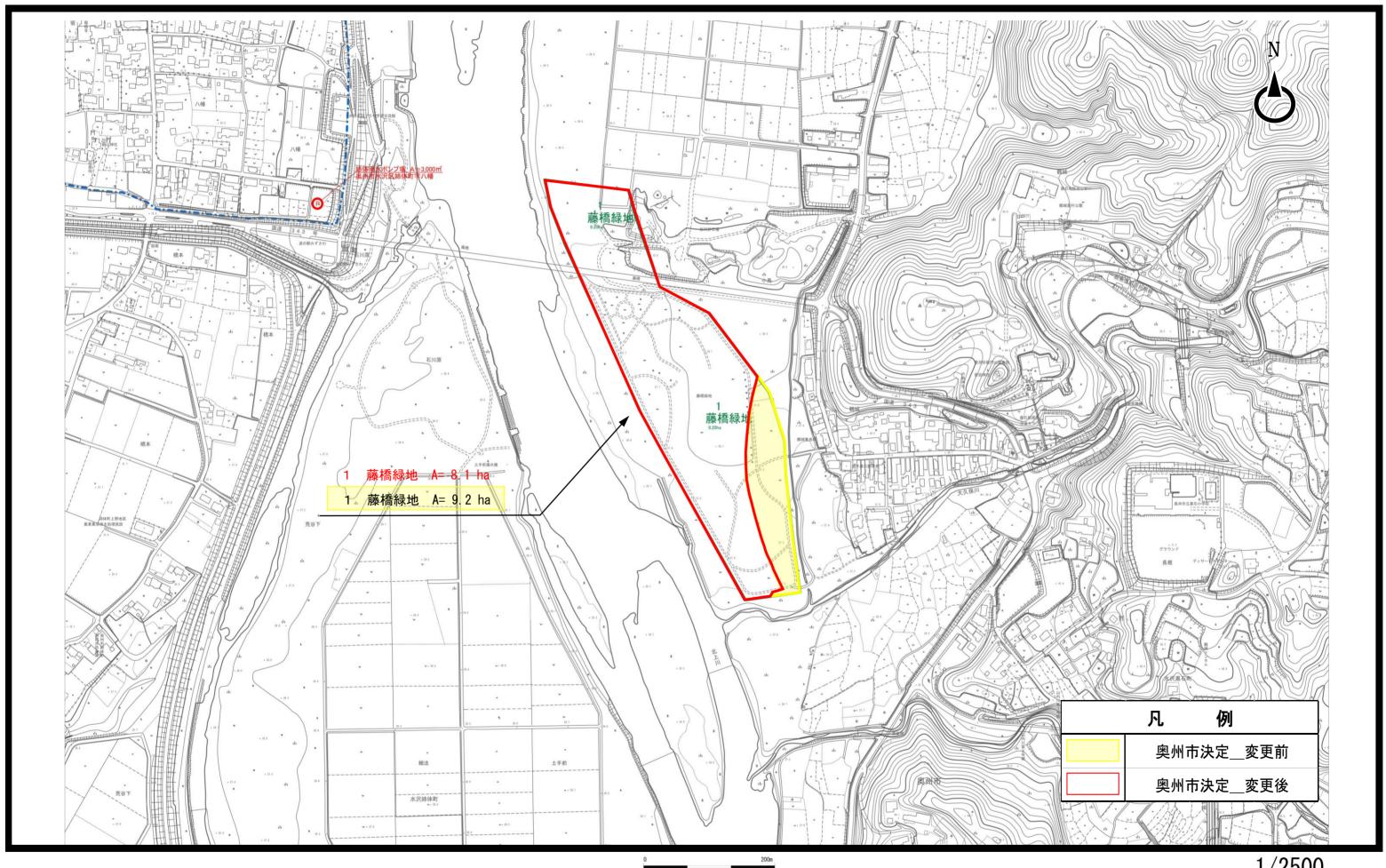
本緑地に隣接する大久保地区は、堤防が無く、平成 14、19 年の洪水時に床上浸水等の甚大な浸水被害が発生していることから、以前より早期の治水対策が求められている。

これを受け、国土交通省は、北上川中流部緊急治水対策として、当該地区の堤防整備を計画。令和4年度に事業着手し、住民説明及び測量調査等を実施した。

今般、堤防整備事業の進捗に伴い整備区域が確定したことから、本緑地と堤防整備区域が 重複する部分を緑地区域から除外しようとするものである。



## 州都市計 画



1/2500